

官報電子化の基本的考え方 (案)

令和 5 年 月 日
官報電子化検討会議

目次

第1章	官報の現状	1
1	官報の意義・役割	1
2	官報の発行	2
3	掲載事項	7
4	官報の発行と法令の公布	9
5	官報の保存	13
第2章	電子官報の発行に関する基本的事項	15
1	インターネットを利用した方法による官報の発行について	15
2	インターネットを利用した方法による発行の具体的方法	17
3	インターネットを利用することができない者への配慮	19
第3章	官報電子化に伴う官報掲載事項の考え方	21
1	法令の公布	21
2	いわゆる法規たる性質を有する告示	24
3	いわゆる法規たる性質を有しない事項（公示・公告）	26
第4章	官報電子化に伴い生じ得る課題への対応	46
I	改変等の予防のための措置	46
1	サイバーセキュリティ対策	46
2	官報の改変を検知するための措置	46
3	不測の事態への対応体制の整備	48
II	電子官報が発行できない場合の措置	48
1	通信障害等により電子官報が発行できない場合の代替措置	48
2	緊急事態発生時における代替措置（緊急措置）	51
III	通信障害等が生じた場合等の効果の考え方	53
1	官報の発行後に通信障害等が生じた場合の考え方	53
2	官報の発行後に改変が行われた場合の考え方	56
3	官報の発行が予定していた日より遅れた場合の考え方	57
第5章	電子官報の運用・管理に関する事項	60
I	閲覧・頒布期間	60
1	電子官報の閲覧・頒布期間の考え方	60
2	閲覧・頒布期間終了後に継続して行う情報提供	64
II	保存	66
III	編集・発行主体	68
1	官報の発行に関する主体	68
2	官報の編集・発行に関する事務を他の機関が実施すること	68
3	行政執行法人が官報の編集・発行に関する事務を実施すること	70
4	編集に関する事務を実施する機関	72
5	発行に関する事務を実施する機関	75
IV	業務の効率化、利便性の向上等に関する取組	77

別添資料「公布制度の考え方」（大石眞京都大学名誉教授 講演資料）	81
官報電子化検討会議の開催について	83
官報電子化検討会議 審議経過	85

第1章 官報の現状

本章においては、官報電子化に当たっての前提として、官報の意義・役割を始め、発行、掲載事項、保存等の官報の現状について確認するとともに、官報の果たす役割として最も重要である法令の公布について概観する。

5

1 官報の意義・役割

官報は、明治16年（1883年）7月2日に創刊されて以来、国の法令や公示事項を掲載し国民に周知させるための国の公報として重要な役割を果たしてきている。

10 官報は、法令等の公布の手段であるとともに、法令の規定において一定の事項を官報に掲載することにより法的効果が生ずることを定めているものがあり、官報の発行によって国民の権利義務に影響が生じ得る。また、官報に備わっている周知可能性や信頼性等に鑑み、いわゆる法規たる性質を有しない公示・公告について公にする手段としての役割も有している。

15 官報の発行に関する作用法は存在しないが、法令の規定や慣行に基づき、以下の2～5に掲げるような制度・仕組みが構築されている。このうち、法令の公布を官報をもって行うこと等の一部の慣行については、慣習法（注）になっていると解される（後記4参照）。

（注）慣習法とは、一般国民の間で法的な規範として認識される慣習である。

20 ○「慣習：人の社会生活におけるしきたりをいう。その慣習に服する人たちの間において、法的確信を伴うか否かによって、「慣習法」と「事実たる慣習」とに分けられる。」
（学陽書房『法令用語辞典第11次改訂版』）

（参考）

○明治16年6月20日太政官達第27号

官報本年7月1日ヨリ発行候条此ノ旨相達シ候事

※ 7月1日は日曜日であったので、実際に官報第1号が発刊されたのは翌2日であった。

【参考：『官報創刊75周年記念特集』大蔵省印刷局 編】

25 官報は、創刊以来、法令の公布等の基本的機能を維持しつつ、社会の要請に対応し、構成や提供方法を変化させてきている。

（参考）官報の沿革

時期	施策
明治 16. 7	官報第1号発行
昭和 21. 4	官報英訳版発行（昭和27年4月に廃止）
昭和 22. 5	日本国憲法施行、「公式令」（勅令）廃止 ➤ 官報が法令の公布の手段であることについて制定法上の根拠を失う。
昭和 28. 7	官報付録「資料版」発行（平成12年3月に廃止） ➤ 政府の広報の位置付けとして、官庁資料（統計資料や解説等）を掲載。

昭和 32. 12	官報の位置付けに係る最高裁判例 ➤ 「公式令廃止後の実際の取扱としては、法令の公布は従前通り官報によつてなされて来て」おり、「特に国家がこれに代わる他の適当な方法をもつて法令の公布を行うものであることが明らかな場合でない限りは、法令の公布は従前通り、官報をもつてせられるものと解するのが相当」。
昭和 48. 4	官報に「法令のあらまし」欄を新設
平成 6. 6	官報号外「政府調達公告版」発行
平成 11. 11	「インターネット版官報」配信開始
平成 13. 9	「官報情報検索サービス」提供開始
令和 5. 1	閣議了解（行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用について） ➤ 官報を提出すべき申請において、官報に代えて「インターネット版官報」を提出することができるよう、「インターネット版官報」と紙媒体の官報の同一性の確保を徹底するなどの措置を講じた。

2 官報の発行

(1) 発行主体

5 官報に関する主任の大臣は内閣総理大臣であり、官報の編集及び発行を含め、官報に関する事務を所掌する機関は内閣府である。これらは、現行の内閣府設置法に規定されている。

10 また、内閣府は独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）と契約を締結し、官報の編集、印刷及び普及等の業務を国立印刷局に委託している。なお、国立印刷局は、これらの業務の一部（会社等からの官報原稿の入稿の受付、官報の販売等）について、官報販売所（全国計 48 か所）に契約により委託している。

15 さらに、独立行政法人国立印刷局法においては、国立印刷局がこれらの業務を行うことが規定されるとともに、内閣総理大臣による緊急時におけるこれらの業務に関する要請及び当該要請に対する国立印刷局の応諾義務が規定されることにより、緊急時における官報の発行の履行を担保する手段が確保されている。

(参考) 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）

第四条第三項 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関すること。

(注) 「官報…の印刷に関すること」ではなく、「官報に関すること」と読む。

(参考) 独立行政法人国立印刷局法（平成 14 年法律第 41 号）

(印刷局の目的)

第三条 (略)

2 印刷局は、前項に規定するもののほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを

目的とする。

(行政執行法人)

第四条 印刷局は、通則法第二条第四項に規定する行政執行法人とする。

(業務の範囲)

第十一条 印刷局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。

四～七 (略)

2・3 (略)

(緊急の必要がある場合の財務大臣等の命令等)

第二十条 財務大臣は、銀行券の偽造に対処するため必要があると認めるときその他銀行券の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第一号、第二号及び第六号の業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、官報及び内閣所管の機密文書(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項第三十七号に規定するものをいう。以下この項において同じ。)の適切かつ確実な印刷のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第三号及び第五号の業務(同号の業務にあつては、内閣所管の機密文書に係るものに限る。)に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

3 印刷局は、前項の規定による内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(2) 発行形態

(紙媒体での発行)

官報は、明治16年の創刊時から紙の印刷物として作成及び発行がなされてきている。

5 官報が紙の印刷物として作成及び発行がなされることは、現行の独立行政法人国立印刷局法において、国立印刷局の目的及び業務として「官報の編集、印刷及び普及を行」うことが規定(同法第3条第2項及び第11条第1項第3号)されるなど、法令上も明らかとなっている。なお、官報の形式等を定めた「官報の編集について」(昭和48年事務次官等申合せ、令和3年8月27日変更)において、官報の「紙面の大きさは、日本産業規格A4判とすること」とされている。

10 また、官報の発行に伴う法的効果に関して、例えば、法令の公布については、政府の国会答弁(第87回国会 衆・内閣委員会(昭和54年4月10日真田内閣法制局長官答弁)において、「官報が官報販売所なり印刷局の当該場所に掲載されて国民が見ようと思えば見れるという状態に初めてなった時点、その時点に公布の効力が出る」と述べた例

15 がある。

このように、官報は、紙の印刷物として作成され、一般国民がこれを閲覧し、又は入手し得る状態に置かれることをもって発行されるものである。そして、このようにして官報が発行されることで法令の公布の効力が生ずる一方、それとは異なる方法(例えば、各府省庁の広報誌に掲載する方法やインターネットを利用する方法)によっては法的効

20 力は生じないことを前提として、法の適用等がなされてきているものである。

以上のことから、官報が紙の印刷物として発行される(一般国民がこれを閲覧し、又は入手し得る状態に置かれる)ものであることは、慣習法となっていると理解されている。

(官報の種類)

官報は、行政機関の休日を除き毎日「本紙」が発行されている。「本紙」に掲載しきれない場合には「号外」が発行されているほか、政府調達に係る公告のみ掲載している「政府調達公告版」が発行されている。加えて、災害時など臨時に官報の発行が必要な場合には「特別号外」が発行される。

(3) 発行時刻

紙の印刷物である官報については、一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得る仕組みが構築されることを前提とした上で、いずれかの方法により官報を閲覧し、又は入手し得る状態に置かれた最初の時点をもって、発行が行われたものとされている。

通常、官報は国立印刷局本局（東京都港区虎ノ門）等において、発行日午前8時30分に掲示される（官報の発行時刻）。発行前日の夕刻までに全国に発送され、発行日午前中から全国48か所の官報販売所で販売されている。ただし、特別号外の場合、内閣総理大臣が指示する時刻で発行がなされることとなる。

(4) 閲覧・頒布

官報が公布の手段となることの前提として、内閣府、国立印刷局及び官報販売所は、一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得る仕組みを構築している。

まず、一般国民が官報を閲覧し得るための措置として、①国立印刷局本局及び東京都官報販売所（東京都千代田区）において、当日の官報（注1）の表紙を掲示するとともに、冊子全体を閲覧することができる状態に置く措置（以下「掲示等の措置」という。）をとっている。

また、一般国民が官報を入手し得るための措置として、希望者が官報の購入の申込みをした場合に、有料でこれを提供するための措置をとっている。

具体的には、官報販売所を通じて、②「定期購読」の申込みをした者に対して官報の配達を行うとともに、③官報販売所に赴いた者に対して一部毎に販売（「部売り」）を行っている。官報販売所については各都道府県に置かれており、国立印刷局が、全国各地の書店等を公募の上選定し、官報の販売等を委託している（各都道府県1か所ずつ計48か所。なお、愛知県のみ2か所）。

なお、官報は、官報販売所において発行日当日から約2か月間、購入することができる状態に置かれており、国立国会図書館法の規定に基づき、逐次刊行物として国立国会図書館に納められており、④国立国会図書館において、創刊以来の過去の官報を閲覧することができる状態に置かれている。

それぞれの手段によって、国民が官報を閲覧し、又は入手し得る時間帯や過去の官報の閲覧対象となる期間を整理すると、次のとおりである。

	①国立印刷局本局 における掲示等	②配達	③官報販売所 における販売	④国立国会図書 館東京本館に おける利用
閲覧に供す る開始時刻 (本紙等)	午前8時30分	発行日当日 (午前8時30分以降) ～翌日	発行日当日 の開店時刻 (午前8時30分以降、 概ね午前中)	概ね発行日翌日 (土曜日を除く。)
閲覧に供す る開始時刻 (特別号外)	内閣府の指定時刻 (例：午後5時)	発行日翌々日～ 発行日3日後	発行日翌々日 の開店時刻	概ね発行日3日後 (土曜日を除く。)
閲覧可能な 官報	当日分のみ (注2)		各販売所の運用 (2か月～2年)	過去の官報が閲 覧可能
閲覧可能な 時間帯	休日を含む毎日 かつ24時間		開店時間	開館時間

(注1、注2) 当日の本紙等について掲示等の措置を実施する時(午前8時30分)に、その時点まで掲示等の措置がとられていた官報は掲示板等から撤去される。なお、休日・祝日においては、その直前の平日に発行された官報が掲示され続ける。

【補足1】官報販売所について

官報販売所については、明治32年閣令第2号により印刷局(当時)の必要と認める地方に限り官報販売所を設置することができる旨が規定され、大正10年に全国の各道府県に官報販売所が設置された。

その後、名称等の変更を経た上で、官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令(昭和24年総理府・大蔵省令第1号)において、印刷局長官(当時)は、「官報、法令全書その他の刊行物の普及を計るため、官報販賣所を指定して、普及業務を依託することができる」と規定され、平成15年4月の国立印刷局の設置までこの規定に基づく運用がなされた。

国立印刷局の設置に伴い当該規定は削除されたものの、現在も同様の運用となっており、国立印刷局は、必要に応じて適時官報販売所の公募を行い、応募があった書店等と1年間の契約(単年度更新)をしている。官報販売所は、主に、官報の販売及び配達並びに官報公告・広告の掲載の取次ぎに係る業務について、国立印刷局から委託を受けて行っている。

なお、官報の販売について、定期購読(配達)ではない「部売り」については、原則事前申込み(発行日の5営業日前まで)となっている。

(参考) 明治三十二年閣令第二号【廃止】

第一条 印刷局ハ其ノ必要ト認ムル地方ニ限り官報販賣所ノ設立ヲ許可スルコトヲ得

(参考) 官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令(昭和24年総理府・大蔵省令第1号)【平成15年3月31日時点(国立印刷局設置以前)】

第九条 印刷局長は、官報、法令全書その他の刊行物の普及を計るため、官報販賣所を指定して、普及業務を依託することができる。

(参考) 官報の料金(税込)及び販売実績

○「定期購読」 1,641円/月(配送料は別途2,200円/月)

○「部売り」(1部32頁毎) 143円

○令和4年度販売実績(1日当たり)：「定期購読」約5,450部、「部売り」約33部

【補足2】国立国会図書館への納入について

官報が発行されたときは、内閣府は、国立国会図書館法第24条の規定に基づき、国立印刷局を

通じて直ちに国立国会図書館に官報を納入している。国立国会図書館東京本館（東京都千代田区）では、当該施設に赴いた利用者に対し、創刊以来の過去の官報（注）を閲覧に供している。

（注）国立国会図書館がデジタル資料をHPで公開している「国立国会図書館デジタルコレクション」（<https://dl.ndl.go.jp/>）では、明治16年7月2日（官報創刊日）から昭和27年4月30日までの官報について、画像化した状態で一般の閲覧に供している。

なお、国立国会図書館法においては、同法第25条の3で規定する「インターネット資料」についても、国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができること等が規定されている。

（5）「インターネット版官報」

5 国立印刷局において、平成11年から、紙の印刷物として発行される官報と同じ内容を掲載した「インターネット版官報」を公開している。「インターネット版官報」は、法令の公布や法令の規定に基づき官報をもって公にする行為の手段となるものではない。

現在の「インターネット版官報」は、記事全体を90日間公開することに加えて、情報提供として、電子署名が付与された平成15年7月15日以降の法令（訓令を含む。）及び平成28年4月1日以降の政府調達の記事を無料で公開している。

10 また、昨年（令和4年）、経済界から、官報の原本が慣習で紙媒体とされており、書面廃止やデータ再利用ができないとの要望がデジタル臨時行政調査会に寄せられた。この要望を踏まえ、令和5年1月27日の閣議了解により、官報を提出すべき申請において、官報に代えて「インターネット版官報」を提出することができるよう、「インターネット版官報」と紙媒体の官報の同一性の確保を徹底するなどの措置を講じた。

（参考）第159回国会 参議院法務委員会（平成16年4月20日）

○吉田博美君　そういう理由だそうなのですが、電子官報の法的性格とその位置付けはどのようにされたのでしょうか。また、従来の官報との関係はどのようになるのでしょうか。

○法務省民事局長（房村精一君）　現在、官報は独立行政法人国立印刷局から発行されておりますが、平成十五年七月から、国立印刷局ではインターネットのホームページ上に紙の官報と同一内容のいわゆる電子官報を掲載するという扱いにしております。これが電子官報と呼ばれているわけですが、これは官報としての、いわゆる原本の官報というのは紙の官報であるということは従来どおりでございますが、電子官報が紙の官報と離れて独立に官報としての法的な性質を持つということはないとされております。したがって、電子官報は紙の官報の附属物と、こういう理解がされております。

（参考）行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用について（令和5年1月27日閣議了解）

官報を提出すべき申請において、官報に代わるべき情報として官報情報（官報に記載すべき事項に係る情報をいう。以下同じ。）を記録した電磁的記録を提出することができるよう、内閣府は独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）と連携して下記の措置を講ずるものとする。

記

国立印刷局ホームページに掲載される官報情報と官報に記載された事項の同一性の確保をより

一層徹底するため、当該官報情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるよう、内閣府は国立印刷局に対し、現在実施している当該官報情報への電子署名に加えて、当該官報情報にタイムスタンプを付与すること等について必要な指示を行う。

3 掲載事項

現在の官報の掲載事項は、官報及び法令全書に関する内閣府令において定められるとともに、掲載事項の細目については、「官報の編集について」（昭和48年3月12日事務次官等会議申合せ、令和3年8月27日変更）において定められている。

(参考) 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）

第一条 官報は、憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、省令、規則、庁令、訓令、告示、国会事項、裁判所事項、人事異動、叙位・叙勲、褒賞、皇室事項、官庁報告、資料、地方自治事項及び公告等を掲載するものとする。

(参考) 「官報の編集について」（昭和48年事務次官等会議申合せ、令和3年8月27日変更）

掲 載 事 項	掲 載 内 容
1 憲法改正	1 国会召集 2 衆議院解散 3 衆議院議員総選挙施行 4 参議院議員通常選挙施行
2 詔書	
3 法律	
4 政令	
5 条約	外国文の併載
6 最高裁規則	最高裁判所規則
7 内閣官房令	内閣官房と内閣府との共同命令
内閣官房令・府令	
内閣官房令・府令・デジタル庁令	内閣官房と内閣府とデジタル庁との共同命令
内閣官房令・府令・デジタル庁令・復興庁令	内閣官房と内閣府とデジタル庁と復興庁との共同命令
内閣官房令・府令・デジタル庁令・復興庁令・省令	内閣官房と内閣府とデジタル庁と復興庁と各省との共同命令
内閣官房令・府令・デジタル庁令・省令	内閣官房と内閣府とデジタル庁と各省との共同命令
内閣官房令・府令・復興庁令	内閣官房と内閣府と復興庁との共同命令
内閣官房令・府令・復興庁令・省令	内閣官房と内閣府と復興庁と各省との共同命令
内閣官房令・府令・省令	内閣官房と内閣府と各省との共同命令
内閣官房令・デジタル庁令	内閣官房とデジタル庁との共同命令
内閣官房令・デジタル庁令・復興庁令	内閣官房とデジタル庁と復興庁との共同命令
内閣官房令・デジタル庁令・復興庁令・省令	内閣官房とデジタル庁と復興庁と各省との共同命令
内閣官房令・デジタル庁令・省令	内閣官房とデジタル庁と各省との共同命令
内閣官房令・復興庁令	内閣官房と復興庁との共同命令
内閣官房令・復興庁令・省令	内閣官房と復興庁と各省との共同命令
内閣官房令・省令	内閣官房と各省との共同命令
府令	内閣府令
府令・デジタル庁令	内閣府とデジタル庁との共同命令
府令・デジタル庁令・復興庁令	内閣府とデジタル庁と復興庁との共同命令
府令・デジタル庁令・復興庁令・省令	内閣府とデジタル庁と復興庁と各省との共同命令
府令・デジタル庁令・省令	内閣府とデジタル庁と各省との共同命令
府令・復興庁令	内閣府と復興庁との共同命令

	府令・復興庁令・省令 府令・省令 デジタル庁令 デジタル庁令・復興庁令 デジタル庁令・復興庁令・省令 デジタル庁令・省令 復興庁令 復興庁令・省令 省 令	内閣府と復興庁と各省との共同命令 内閣府と各省との共同命令 デジタル庁と復興庁との共同命令 デジタル庁と復興庁と各省との共同命令 デジタル庁と各省との共同命令 復興庁と各省との共同命令 1 各省の省令 2 各省の共同命令
8	規 則	1 会計検査院規則 2 人事院規則 3 各委員会等の規則
9	庁 令	海上保安庁令
10	訓 令	1 内閣訓令 2 内閣官房訓令 3 内閣府訓令 4 デジタル庁訓令 5 復興庁訓令 6 各省の訓令 7 各庁の訓令
11	告 示	8 各委員会の訓令 1 内閣告示 2 内閣官房告示 3 内閣府告示 4 デジタル庁告示 5 復興庁告示 6 各省の告示 7 各庁の告示 8 各委員会の告示 9 裁判所の告示 10 その他の告示
12	国会事項	1 規則 2 議事日程 3 議案関係事項 4 各委員会関係事項 5 議長、副議長及び議員関係事項 6 国会事務局職員の叙任及び辞令 7 弾劾裁判所関係事項 8 国立国会図書館関係事項 9 その他
13	人事異動	
14	叙位・叙勲	
15	褒 賞	
16	皇室事項	褒章条例によるもの 1 親任式及び認証官任命式 2 信任状捧呈式 3 行幸啓関係 4 御祝電、御答電等 5 新年祝賀の儀その他の宮中諸儀 6 その他
17	官庁報告	1 官庁事項 (1) 声明類 (2) 報告事項 (3) その他 2 法務 3 財政 4 文教 5 産業

18 資料	6 通運 7 労働 8 国家試験 9 公聴会 10 その他
19 地方自治事項	1 閣議決定及び閣議了解事項 (1) 法律案, 政令の件名 (2) 一般案件のうち掲載を相当とするものの件名及び特別な場合にはその内容 2 各省庁の各種報告及び資料(白書類を除く。)
20 公告	注 資料の要約及び解説等は, 原則として官報資料版で取り扱う。 1 各省庁の公告 2 裁判所の公告 3 特殊法人等の公告 4 地方公共団体の公告 5 会社その他の公告

備考 法律・政令・条約については、「法令のあらまし」を掲載する。

4 官報の発行と法令の公布

5 官報は、法令等の公布の手段としての機能を有しており、次の(1)～(4)については、慣行として確立していると考えられる。

(1) 法令の公布が施行の前提要件となることについて

法令の公布とは、成立した法令を公表して国民に知らせる行為をいう。

10 法令の公布が行われることは、その施行の前提要件となっている。このことは慣行上確立しており、判例においても確認されている。

特に、公布日から法令が施行されることを定めた場合には、公布の時点をもって、当該法令が適用されることとなる。

(参考) 昭和32年12月28日最高裁判所大法廷判決要旨

「成文の法令が一般的に国民に対し現実にその拘束力を発動する(施行せられる)ためには、その法令の内容が一般国民の知りうべき状態に置かれることが前提要件とせられるのであつて、このことは、近代民主国家における法治主義の要請からいつて、まさにかくあるべきことといわなければならない。」

「わが国においては、明治初年以來、法令の内容を一般国民の知りうべき状態に置く方法として法令公布の制度を採用し、これを法令施行の前提要件として来たことは、明治初年以來の法制を通じ窺えるところであり、現行制度の下においても同様の立前を採用していることは、日本国憲法七条一号が法律、政令等の公布について規定を置いているところから知ることができ」る。

15

(2) 官報が公布の手段となることについて

我が国の法令の公布においては、法令の内容が国民各層に広く実際に周知されることを要件とする考え方(いわゆる実質的公布)をとるのではなく、特定の形式的行為により法令周知の擬制を行う考え方(いわゆる形式的公布)がとられてきている(別添資料「公布制度の考え方」(大石眞京都大学名誉教授 講演資料)参照)。

20

この考え方にに基づき、国の法令その他の公文の公布は、国が発行する官報をもって行われている。このことは慣行として確立しており、これを前提として、一部の法令の公布については官報をもって行うことが明文で規定されている。

【補足】国の法令その他の公文の公布は、官報をもって行うことについて

明治40年に制定された公式令では、公布の対象となる公文が列挙されるとともに、当該公文の公布を官報をもって行うことが規定されていた。

日本国憲法の施行に伴い公式令は廃止されたが、公式令廃止後の公文の方式等に関する件（昭和22年次官会議了解）により、事実上かつての公式令に沿った形で、公文の公布を官報をもって行うこととされた。公文の公布を官報をもって行うことは、現在、慣行として確立している。

また、最高裁判所規則、会計検査院規則及び人事院規則については、個別の法令において官報をもって公布することが明文で規定されている。

（参考）公式令（明治40年勅令第6号）【廃止】

第十二条 前数条ノ公文ヲ公布スルハ官報ヲ以テス

（参考）公式令廃止後の公文の方式等に関する件（昭和22年5月1日次官会議了解）

五 法令その他公文の公布は、従前の通り官報を以てすること。

（参考）裁判所公文方式規則（昭和22年最高裁判所規則第1号）

第二條 最高裁判所規則の公布は、官報を以てこれをする。

（参考）会計検査院規則の公布に関する規則（昭和22年会計検査院規則第1号）

第二条 会計検査院規則は、官報で、これを公布する。

（参考）国家公務員法（昭和22年法律第120号）

第十六条第二項 人事院規則及びその改廃は、官報をもって、これを公布する。

5

(3) 公布の時点

かつては地域ごとに法令の施行時期が異なるとの考え方（いわゆる異時施行制）がとられたこともあったが、公式令（明治40年勅令第6号）の制定以降、国内における法令の施行時期を一律同時とする考え方（いわゆる同時施行制）がとられている（別添資料「公布制度の考え方」参照）。

10

その上で、官報を一般国民が閲覧し、又は入手し得る仕組みを構築することを前提として、官報に掲載された法令の公布の時点については、国民がいずれかの方法により当該官報を閲覧し、又は入手し得る状態になった最初の時点であるとされており、このことは判例においても確認されている。

15

（参考）いわゆる異時施行制の考え方がとられた公公式

○公公式（明治19年勅令第1号）【明治40年の公式令によって廃止】

第10条 凡ソ法律命令ハ官報ヲ以テ布告シ、官報各府県庁到達日数ノ後七日ヲ以テ施行ノ期限トナス、但官報到達日数ハ明治十六年五月二十六日第十四号布達ニ依ル

○明治十六年布達第十四号【廃止】

今般第十七号ヲ以テ布告布達施行期限ヲ改定シタルニ付到達日数左ノ通之ヲ定ム
到達日数

京都府	四日
大阪府	四日
(略)	
鹿児島県	十二日
(略)	

(参考) 昭和 33 年 10 月 15 日最高裁判所大法廷判決要旨

公布日施行の法律の施行の時点すなわち公布の時点が論点となった昭和 33 年 10 月 15 日最高裁判所大法廷判決においては、「印刷局から発送された(略)官報が全国の各官報販売所に到達する時点、販売所から直接に又は取次店を経て間接に購読予約者に配送される時点及び官報販売所又は印刷局官報課で、一般の希望者に官報を閲覧せしめ又は一部売する時点はそれぞれ異つていたが、当時一般の希望者が右官報を閲覧し又は購入しようとすればそれをなし得た最初の場所は、印刷局官報課又は東京都官報販売所であり、その最初の時点は、右二ヶ所とも同日午前八時三〇分であつたこと」を認定した上で、「以上の事実関係の下においては、本件改正法律は、おそくとも、同日午前八時三〇分までには、前記大法廷判決にいわゆる「一般国民の知り得べき状態に置かれ」たもの、すなわち公布されたものと解すべきである」と判示している。

(参考) 公布日施行の政令の施行時点に関する政府の国会答弁(第 87 回国会 衆・内閣委員会(昭和 54 年 4 月 10 日))

○**村田委員** やはり法律問答でございますが、即時に改元を行うとした場合に一体新元号はいつから効力を持ち得るかという問題なんですね。恐らく政令によって定められるのですから、施行の時期というのは政令で定められることになるのでしょうか。これは政令の公布された時点だ。その政令の公布時点というのは、「その法令を掲載した官報が印刷局から全国の各官報販売所に発送をされてこれを一般希望者がいずれかの官報販売所または印刷局官報課において閲覧し、または購読しようとすればそれをなし得た最初の時点」という最高裁の判例があるようですが、そういうことなんですか。

○**真田内閣法制局長官** この法案が成立しました暁におきましては、この条文のとおり政令で新しい元号が定められます。したがって、いつからその新元号が効力を持つことになるかということは、当該政令で決めることに相なります。で、仮にその政令で何月何日というふうに書けば、当該定められた日が新元号の施行の効力を持つ日になりますし、公布の日から定めるということであれば、ただいまおっしゃいましたような最高裁判所の判例の趣旨に従って、官報が官報販売所なり印刷局の当該場所に掲載されて国民が見ようと思えば見れるという状態に初めてなった時点、その時点に公布の効力が出る、そういうふうと考えております。

(国会会議録検索システムに掲載の会議録を引用)

(4) 公布の対象となる法令その他の公文

公布の対象となっている法令その他の公文は、具体的には次のとおりである。

5

- ① 日本国憲法第 7 条第 1 号に規定する憲法改正、法律、政令及び条約
- ② 天皇の国事行為に係る詔書
- ③ 個別の法令において官報をもって公布することが明文で規定されている最高裁判所規則、会計検査院規則及び人事院規則
- ④ 内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、復興庁令、省令、外局の規則及び庁令

【補足 1】 公布の対象となる法令その他の公文(天皇の国事行為に関するもの)

日本国憲法第 7 条第 1 号では、憲法改正、法律、政令及び条約が、天皇による公布の対象として

規定されている。

また、同条第2号から第4号までに規定する、国会の召集、衆議院の解散並びに衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙の施行の公示は、いずれも詔書（「国の機関としての天皇の意思表示に係る公文書で一般に公示されるもの」（学陽書房『法令用語辞典第11次改訂版』））によって行われる例であり、当該詔書は公布される例である（なお、国会の召集詔書は、国会法第1条で公布することが規定されている。）。

（参考）日本国憲法

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五～十 （略）

（参考）国会法（昭和22年法律第79号）

第一条第一項 国会の召集詔書は、集会の期日を定めて、これを公布する。

【補足2】行政機関が定める命令が公布の対象となることについて

旧憲法下における公式令では、閣令及び省令について、官報をもって公布することが規定されていた（公式令第10条及び第12条）。

これらと同様に、現在は、内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、復興庁令、省令、外局の規則及び庁令（以下「省令等」という。）について、事実上かつての公式令に沿った形で、官報をもって公布することが慣行として確立している。

一方、例えば、省令等と異なる形式である「告示」については、一般に、公布の対象ではないものとされている。この点、行政手続法第43条第1項においても、「公布」と「公にする行為」を規定上明確に区別しており、さらに、当該規定の解釈として、告示は、「公布」の対象ではなく、「公にする行為」の対象として整理されている（『逐条解説行政手続法』総務省行政管理局）。

（参考）公式令（明治40年勅令第6号）【廃止】

第十条 閣令ニハ内閣総理大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス

省令ニハ各省大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス

宮内省令ニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス

第十二条 前数条ノ公文ヲ公布スルハ官報ヲ以テス

（参考）行政手続法（平成5年法律第88号）

第四十三条第一項 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一～四 （略）

（注）「命令等」の定義として、行政手続法第2条第8号では、「法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。）」又は地方公共団体の「規則」、「審査基準」、「処分基準」、及び「行政指導指針」を総称して「命令等」と定義している。

（参考）『逐条解説行政手続法』平成27年4月総務省行政管理局

<第43条第1項の解説の関係部分を抜粋（下線追記）>

(2)「当該命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。）」

「命令等」には、法律上、公布することとされている政令、府省令、行政委員会等の規則のほか、公布という手段をとらない告示や通達（第二条第八号に該当するものに限る。）なども含まれるところ、これらの公布という手段をとらない命令等については、その内容についての最終的意思決定の後、これらを公にする行為をもって、公布と同じ取扱いとすることとし、このような「公にする行為」も本条にいう「公布」に含まれることを括弧書きにおいて明らかにしているものである（略）。

5 官報の保存

（紙媒体の官報）

5 現在の紙の印刷物として発行されている官報については、国立国会図書館及び国立印刷局において、明治16年（創刊）以来の官報が保存されている。

国立国会図書館においては、国立国会図書館法の規定に基づき、逐次刊行物として官報が納本されており、納本された官報は、衆議院議長の所掌に係る物品管理事務取扱規程（衆議院議長決定）に基づき、長期保存することとされている。また、国立国会図書館法において、
10 収集資料等を一般公衆の使用及び研究の用に供する旨が規定されており、創刊以来の官報（復刻版を含む。）を開架で閲覧に供するとともに、劣化を防ぐため、開架用とは別の資料を開架の書庫においても保存している。

国立印刷局においては、発行記録として、官報を工場内の倉庫において保存しており、
15 令和7年に予定されている印刷局本局移転にあわせて、環境の整った倉庫で保存することとしている。

（電子媒体の官報）

官報の電子媒体（現在の「インターネット版官報」）については、現在、国立国会図書館において、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（Web Archiving Project：WARP）
20 （注）により、平成22年以降の「インターネット版官報」をウェブサイト形式で保存しており、館内で閲覧可能である。

（注）国立国会図書館法第25条の3に基づき、国立国会図書館においては、国等の公的機関が
25 インターネット上に発信した情報を収集している。

また、国立印刷局においては、昭和22年5月3日以降に発行された官報の電子媒体を保有しており、掲載された情報を検索することができる「官報情報検索サービス」を有料で提供している。

（参考）国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）

第八章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国

会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

二～四 (略)

②～⑤ (略)

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

一 図書

二 小冊子

三 逐次刊行物

四 楽譜

五 地図

六 映画フィルム

七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画

八 蓄音機用レコード

九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物

②・③ (略)

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

②・③ (略)

第2章 電子官報の発行に関する基本的事項

第1章においては、官報の現状を概観してきた。本章においては、官報の電子化によりインターネットを利用して官報を発行することとなった場合、現行の紙の印刷物としての官報における「一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得る状態に置くための措置」と同等の措置を講ずる必要があるとの問題意識に立って、インターネットを利用した発行の具体的方法とともに、インターネットを利用することができない者への配慮のための措置などについて述べる。

1 インターネットを利用した方法による官報の発行について

(インターネットの利用実態について)

デジタル社会形成基本法の「全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現」との基本理念を踏まえ、令和4年法律第70号による電気通信事業法の改正では、情報通信インフラの提供確保のため、一定のブロードバンドサービスが基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）に位置付けられた。

現状のインフラ整備に関しては、総務省「令和3年度末ブロードバンド基盤整備率調査」によれば、全国の光ファイバ整備率（世帯カバー率）は99.72%（令和4年3月末）である。また、総務省「携帯電話を利用できない不感地域の状況について（令和3年度末現在）」によれば、携帯電話のサービスエリアの居住人口の割合（人口カバー率）は99.99%である。なお、光ファイバ（FTTH）、携帯電話が使用できない地域であっても、その他の通信回線が使用できる場合がある。

また、インターネットなどに接続するための端末について、総務省「令和4年通信利用動向調査」によれば、2022年の情報通信機器の世帯保有率は、「モバイル端末全体」で97.5%（なお、内数として「スマートフォン」は90.1%、パソコンは69.0%）であり、過去1年間の実際のインターネットの利用の有無を示すインターネット利用率（個人でインターネットを利用した者の割合）は2022年において84.9%となっている。

このように、現在では大多数の国民がインターネットを利用することができる環境（ネットワークへの接続及び機器の所有）にあるとともに、多数の国民がインターネットを利用している実態にあり、インターネットの利用は広く国民に浸透しているといえる。

ただし、国民の全てがインターネットを利用することができるわけではないため、インターネットに通じない者（デジタル機器・サービスに不慣れな者等）やインターネットを利用することのできる環境にない者（以下「インターネットを利用することができない者」という。）への配慮にも留意する必要がある。

これらの点について、デジタル社会形成基本法では、全ての国民がインターネットなどを利用できるような社会の実現を旨として、デジタル社会の形成を行うこととされている。他方、デジタル社会形成基本法案等に対する衆議院及び参議院の附帯決議においては、「従来の機能を求める国民のニーズに十分配慮すること」とされており、当面、インターネットを利用することができない者への対応を含め、こうした配慮が求められるものと考えられる。

(参考) デジタル社会形成基本法 (令和3年法律第35号)

(全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現)

第三条 デジタル社会の形成は、全ての国民が、高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用するとともに、情報通信技術を用いた情報の活用を行うことにより、デジタル社会におけるあらゆる活動に参画し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となり、もって情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを旨として、行われなければならない。

(利用の機会等の格差の是正)

第八条 デジタル社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、障害の有無等の心身の状態、経済的な状況その他の要因に基づく高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に係る機会又は必要な能力における格差が、デジタル社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることに鑑み、その是正が着実に図られなければならない。

【衆議院における附帯決議】

6 デジタル化の推進に当たっては、年齢や障がい、経済的状況、地理的条件等にかかわらず誰もが不自由なく行政とのやり取りを行える機会が得られるよう必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体等の窓口における対面業務、電話対応等、従来の機能を求める国民のニーズに十分配慮すること。また、これらの条件にかかわらず誰もが不自由なく事業者のサービスを利用できるようにするため、事業者の責務として自ら必要な取組を行うよう促すこと。

【参議院における附帯決議】

6 デジタル化の推進に当たっては、年齢や障がい、経済的状況、地理的条件等にかかわらず誰もが不自由なく行政とのやり取りを行える機会が得られるよう必要な措置を講ずるとともに、地方公共団体等の窓口における対面業務、電話対応等、従来の機能を求める国民のニーズに十分配慮すること。また、これらの条件にかかわらず誰もが不自由なく事業者のサービスを利用できるようにするため、事業者の責務として自ら必要な取組を行うよう促すこと。

(参考) 電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 【令和4年法律第70号による改正後】

(基礎的電気通信役務の提供)

第七条 基礎的電気通信役務(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき次に掲げる電気通信役務をいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

- 一 電話に係る電気通信役務であつて総務省令で定めるもの(以下「第一号基礎的電気通信役務」という。)
- 二 高速度データ伝送電気通信役務(その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備であつて、符号、音響又は影像を高速度で送信し、及び受信することが可能なもの(専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを除く。))を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務をいう。第百十条の五第一項において同じ。)であつて総務省令で定めるもの(以下「第二号基礎的電気通信役務」という。)

(インターネットを利用した方法による公報の発行の先例)

5 インターネット等の情報通信手段の発達により、ネットワークを介した情報流通の形態が主要な方法となってきた中、従来は紙を媒体とした複製物により発行されてきた国の公報について、インターネットを利用した方法による発行を可能とする立法措置がとられた先例(特許公報等)もある。

特許公報の先例においては、インターネットを利用していわゆる原本ファイルを公衆に

送信可能な状態とすることが、従来の紙媒体の複製物を配架した状態に置くことによって行われてきた発行と同じく、入手希望者が一定の行動により入手可能となる状態といえるものと整理されている。

5 (インターネットを利用した方法による官報の発行について)

上述のとおりインターネットが広く国民に浸透している実態等を踏まえ、一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得る状態に置くための措置として、現状の紙の印刷物である官報の発行における、①特定の場所における掲示等の措置、②全国の希望者に対する配達、及び③官報販売所における販売に代えて、2のとおり、インターネットを利用した方法の措置をとることにより官報の発行を行うこととすべきである。

現状の上記①～③の措置をインターネットを利用した方法の措置（ウェブサイトに掲載する措置等）と比較した場合、まず、①及び③の措置については、官報を閲覧し、又は購入するために特定の場所に赴く必要があり、例えば、物理的な移動に制約がある離島等において実質的な利用可能性が低い側面がある。また、上記②の措置については利用者が費用（購読料及び送料）を負担する必要があり、かつ、官報が届くまでに日数を要する。他方、官報の発行をインターネットを利用した方法で行うことにより、国民はウェブサイト等を通じて、官報が発行された時点から、国内外場所を問わず、無料で官報を閲覧し、又は入手することが可能となる。このため、官報の発行をインターネットを利用した方法の措置をとることにより行った場合、現状の上記①～③の措置と少なくとも同等以上の周知性が確保され、官報の入手や記録されたデータの利用に係る利便性を大幅に向上させることができると考えられる。

2 インターネットを利用した方法による発行の具体的方法

25 (官報の作成について)

官報の作成は、官報に掲載すべき事項（以下「官報掲載事項」という。）を、官報の編集に関する事務を実施する機関（第5章のⅢの4参照）の使用に係る電子計算機（コンピュータ）に備えられたファイルに記録することにより行う。

(参考) 電子データをファイルに記録することにより特定している先例

○民事訴訟法（平成8年法律第109号）【令和4年法律第48号による改正後（未施行）】

（電子判決書）

第二百五十二条 裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「電子判決書」という。）を作成しなければならない。

一～六 （略）

2 （略）

（言渡しの方式）

第二百五十三条 判決の言渡しは、前条第一項の規定により作成された電子判決書に基づいてする。

2 裁判所は、前項の規定により判決の言渡しをした場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、言渡しに係る電子判決書をファイルに記録しなければならない。

（電子判決書等の送達）

第二百五十五条 電子判決書（第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。次項、第二百八十五条、第三百五十五条第二項、第三百五十七条、第三百七十八条第一項及び

第三百八十一条の七第一項において同じ。)又は前条第二項の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書(略)は、当事者に送達しなければならない。

2 (略)

(インターネットを利用した方法による情報の送信について)

官報は一般国民が閲覧し、又は入手し得る状態に置かれることをもって発行されることは前述のとおりであり、官報の電子化後においても同様である。

5 電子官報の発行は、作成された官報に記録された情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて、その使用に係る電子計算機(コンピュータ)に、官報の発行に関する事務を実施する機関(第5章のⅢの5参照)の使用に係る電子計算機(コンピュータ)から、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用して送信し得る状態となった時に行われたものとする。

10 なお、官報の発行において使用するウェブサイト(URL)、官報の作成主体を明示するとともにその情報の改変の有無を確認することができる措置、その他の官報の発行に関し必要な事項は、内閣総理大臣が定めるものとする。なお、これらの事項に関する具体的な技術や官報のデータ形式等については、将来の技術革新にも対応できるように、法律上、技術中立化(特定の技術を法律上規定するのではなく、技術の代替が可能である旨を明確化)することとする。

※「送信し得る状態となった時」とは、具体的には、送信用サーバにアップロードされた時点をいう。インターネットを利用した方法により公報の発行を行う先例(特許公報等)においても、当該時点において公衆が公報を入手しようと思えばそれが可能となる状態となるため、当該時点をもって「発行」が行われたものとしている。

20

(参考) インターネットを利用した方法により公報の発行を行う先例(※特許公報等)

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号)

第十三条 (略)

2 特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項であつて特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して送信し、これを当該情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法によりすることができる。

3 前項に規定する方法による特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項を特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に特許庁の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となった時に行われたものとする。

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成2年通商産業省令第41号)

第三十五条 (略)

2 法第十三条第二項の規定により特許公報等に掲載すべき事項であつて特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電子情報処理組織を使用して送信する場合には、当該情報に改変を防止するための措置を講じ、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この項において同じ。))の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。第三十九条の五第二項において同じ。)を使用するものとする。

3 インターネットを利用することができない者への配慮

5 官報の発行をインターネットを利用した方法で行うに当たり、現状、インターネットを利用することができない者に配慮する必要がある、次の(1)、(2)及び(3)の措置をとるものとする。

(1) 特定の場所における閲覧措置

10 現在の掲示等の措置と同様に、特定の場所に赴けば官報の内容を閲覧することができる状態を確保するため、内閣総理大臣が定める場所（以下「閲覧場所」という。）において、次に掲げる措置のいずれかを行うものとする。

- ① 官報に記録された情報を閲覧用端末に表示し、閲覧をすることができる状態に置く措置
- 15 ② 官報に記録された事項を記載した書面（以下「官報記録事項記載書面」という。）を閲覧場所に掲示し、閲覧することができる状態に置く措置

20 上記の閲覧場所における措置のいずれも、官報の発行が行われた時から直ちに、次に官報（特別号外を除く。）の発行が行われるまでの間、継続して行うものとする。これにより、インターネットを利用することができない者は、閲覧場所に赴くことにより官報の内容を閲覧することができると考えられる。なお、①の措置については端末操作に不慣れな者への支援が必要な場合があり得る。

(2) 官報記録事項記載書面を送付する措置

25 インターネットを利用することができない者であって、上記の閲覧場所に赴くことが事実上困難である者（居住地が閲覧場所から離れている者等）がいることが想定されるが、この場合、現在は紙の印刷物である官報の配達によって官報を入手することができることから、当該配達と同等の措置をとることが適当であると考えられる。

30 このため、官報の発行に関する事務を実施する機関は、書面（紙媒体）により官報に係る情報の提供を受けようとする者の求めに応じて、一定の手数料を徴収した上で、官報記録事項記載書面を送付する措置をとるものとする。

(参考) 官報記録事項記載書面を送付する措置の参考例

電子化されたフランス共和国官報（Journal officiel de la République française）は、電磁的方法より発行されるものであるが、掲載事項について紙面での入手を求める旨の請求があった場合には、行政は対象箇所を送付することとされている（公衆と行政の関係に関する法典（Code des relations entre le public et l'administration）の関連規定を内閣府において仮訳）。

(3) 官報記録事項記載書面を交付する措置

35 現在、国立印刷局は、一般国民が官報を閲覧し、又は入手し得る状態に置くため、官報販売所を設置する義務を負うわけではなく、官報の販売等を行う上で、その権限にお

いて必要に応じて書店等を官報販売所として指定し、官報の販売等に関する業務を契約により委託している。例えば、官報販売所を設置する場所や数についても定まっていない。

5 一方、実態としては、全国の各都道府県に置かれる官報販売所は、その場所に赴いた者に対して官報を入手する機会を提供している側面があることを踏まえると（注）、官報の発行をインターネットを利用した方法で行った場合において、特にインターネットを利用することができない者に対し、官報の入手に関する機会を提供する役割を担うことが想定される。

10 このため、官報の発行を行うに当たっては、現在と同様に、官報販売所において、書面（紙媒体）により官報に係る情報の提供を受けようとする者に対し、官報記録事項記載書面を交付する措置をとることとすべきである。

なお、当該措置は、官報の発行が行われた後に行うものとする。

15 （注）なお、現在、官報販売所における官報の販売について、定期購読（配達）ではない部売りについては、原則事前申込み（発行日の5営業日前まで）となっている。

(4) 国立国会図書館における官報記録事項記載書面の閲覧

20 官報記録事項記載書面を一定程度広く頒布する場合には、当該書面を刊行物として国立国会図書館に納入することになる。納入された書面は、東京本館では概ね翌日から閲覧することができる状態に置かれることになる。また、後日、関西館においても、閲覧することができる状態に置かれることになる。

(5) 官報記録事項記載書面の効力

25 令和5年1月27日の閣議了解により、官報を提出すべき申請において、官報に代えて「インターネット版官報」を提出することができるよう、「インターネット版官報」と紙媒体の官報の同一性の確保を徹底するなどの措置を講じた。

30 官報の電子化後においても、インターネットを利用することができない者への配慮のため、官報を提出すべき申請において、官報記録事項記載書面を提出することができるよう、電子官報と官報記録事項記載書面の同一性の確保を徹底するとともに、当該申請手続を担当する行政機関等において処理できるようにすることが必要である。

35 また、官報記録事項記載書面や電子官報を印刷したものが申請に係る添付書類として提出された場合に、行政機関等において当該書類と電子官報との同一性を確認するための仕組み作りについて、利用可能な技術の信頼性や実用性、導入に必要な費用・時間等を踏まえ、導入の是非や導入する場合のスケジュール・業務実施方法を検討するべきである。